スローライフ推進事業認定店・認定要領

別 添 ３

第１条（目的）

　この要領は、「スローライフ推進事業」の認定に関し、必要な事項を定める。

第２条（認定）

　栃木県商工会連合会長(以下、「商工連会長｣という。)は、認定店の申請のあったスローライフ推進事業の趣旨に賛同し、地元食材（スローフード）等を使用したメニューを提供する県内の飲食店や旅館等、及び地元食材（スローフード）等を取り入れた食品製造販売店で、商工連会長の定める基準を満たすものを、「スローライフ推進事業認定店」（以下、「認定店」という。）として認定する。

第３条（認定基準）

　認定店の認定にあたっては、地元（栃木県内）で生産された質の良い、こだわりの食材を使用していることとし、下記(1)の基準を充たすものとする。

(1)次の基準のいずれかに該当していること。

①地域の料理（郷土料理）を提供していること

②食材の特性を生かした料理法及び安全性に配慮した料理を提供していること

③食材の特性を生かした加工法及び安全性を考慮した製造加工(販売)を行っていること

 (2)さらに次の事項に心掛けていること。

 ①消費者に対し、積極的に「食育」を実施していること

 ②地場産品のＰＲや地域のＰＲに積極的に貢献していること

 ③主に食の提供を通して、地域の伝統や文化を守ろうとしていること

第４条（認定期間）

　認定店の認定期間は、１年間とする。

第５条（認定店の申請）

　認定店の認定を受けようとする者は、地元商工会長の推薦を受け、所定の認定店申請書に必要事項を明記し、必要書類等を添付して、商工連会長に申請する。

第６条（審査）

　商工連会長は、認定店申請書を受理した場合は、認定基準に基づき速やかにその内容を審査し、次により認定の可否を決定する。

 (1)栃木県商工会連合会に設置した「旨いが壱番！選び隊」において審査する。

 (2)前項の審査で認定基準を満たした者は、「宣言書」の提出を経て、商工連会長が認定する

第７条（認定証の交付）

 商工連会長は、前条において認定を可とした者に対し、認定証を交付する。

第８条（認定店の取り消し）

 商工連会長は、認定店が次の事由に該当する場合に、認定を取り消すことができる。

 (1)営業を終了した場合

 (2)認定基準に該当しなくなった場合

 (3)消費者の信頼や県産品のイメージや、商工連・商工会の存在を著しく失墜させる行為を行った場合

 認定店が、認定を取り消された場合は、速やかに認定証を返還するものとする。

第９条（広告宣伝）

　商工連会長は、認定店の利用拡大を通し、地域経済の発展と振興を図るため、あらゆる機会を利用して、認定店の広告宣伝を行う。

附則　この要領は、平成１６年８月１日から適用するものとする。